

Title	〔民法二〇〕 假空名義人の預金通帳を持参した者に對する辨濟の効力 (昭和三五年五月二八日大阪地裁民四部判決)
Sub Title	
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.6 (1961. 6) ,p.115- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610615-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔民法 二〇〕 假空名義人の預金通帳を持参した者に對する辨濟の効力

（昭和三五年五月二八日大阪地裁民四部判決
昭和三〇年ワケ第一一九四號預金返還請求事件
判例時報二三五號二六頁）

【判示事項】 預金契約締結に立會つた第三者が提出した通帳および印鑑の虚偽の紛失届により、この者に交付された新通帳にもとずいて銀行が支拂つた行爲は、債權の準占有者に對する辨濟として有効。

【参照條文】 民法四七八條、商法五〇四條

【事實】 原告Xは、Aの依頼を受けて、Aが重役である會社が金融を受ける見返りとして、被告Y銀行に三〇〇萬圓の預金をすることを承諾し、Bを代理人として、前記金員を假空人名義で被告銀行に普通預金として預入れるため、資金と假空人名義の印鑑をBに委ねた。BはAほか一名と共にY銀行支店に赴き、主としてBが預金手續を行い、假空人の住所をAの希望によりAの會社の本店所在地と同一場所として届出で、Y支店より交付を受けた預金通帳と前記印鑑とをXに引渡した。Aは従前よりY銀行と取引關係あり、當日の來行者三名のうちY支店と面識ある唯一の人間であつた。

ところが預入の翌々日Aは同支店に赴き、通帳と印鑑をともし紛

失した届届出で、通帳番號、契約日、預入残高等を正確に記入した紛失届を預入名義人と保證人との連署で提出した。同支店は同日名義人あてに通帳紛失の照會狀を發したが、翌日Aが右照會狀を持参したので、名義人と保證人連署の改印届を提出せしめた上で、改印を承認し、前記假空人名義で新通帳を再發行して交付し、その日のうちにAの請求に應じて預金の一部を新通帳にもとずいて拂戻し、その後約一〇日間に預金残額を全部Aに拂出してゐる（支店は一部支拂のうちに改印届の照會狀を預金名義人および保證人に發送し、後日兩者名義の承認書を受領している）。

原告より右預金の支拂を被告に請求、被告銀行がAに對してなした支拂の効果が争われる。

【判旨】 請求棄却。

（理由） 一、預金契約の當事者について

銀行預金取引については商法第五〇四條が適用される結果、預金預入人については、明白な代理行爲の表示はないが、客觀的に代理

關係が存在すればその本人に對して預入の効力を生ずべく、通常の場合その本人は申込書、従つて通帳に表示された名義人であるが、もしそれが他人名義あるいは架空名義であれば、これらを使用した本人は相手方に對して當時不詳の者であつても、後日相當な證據をあげてその權利を證明することができるものであつて、かような本人との間に預金契約が成立することを妨げない。

二、辨濟の効力について

Aを本件預金の拂戻に際し、その預金債權の準占有者と認めるための資料としては、先ず右の新通帳と新印鑑の所持があげられるが、これらは共に、預金契約成立の當時に作成され、又は預金者を表象するものとして届出でられたものとの間に同一性のないものであつたことは明らかであるから、これを一般の場合の債權證書や本人の印鑑の所持と同様に見ることは出來ず、むしろそれ自體としては債權者確認の證據としては殆ど無價值であり、それよりも、被告支店がAに對し右の新通帳を發行し、新印鑑を承認するについて、その當時Aが有していた資料や状況までの一切の事情と、被告支店がなした調査によつて得られた資料とが債權者又は債權準占有者の判斷資料としての價值を有するものといわねばならない。そうするとかような事實としてAの紛失届に記載された本件預金の内容(名義人、金額、契約日、通帳番號)の正確な符合と、保證人の署名のほか、

届出人たるAが預入日に預入のため來行した三名のうちの一人として記憶され、特に右來行者のうち他の二名が未知のものであつたのに對し、Aは被告支店と取引中のもので同支店行員の間に面識があり、その身許を知られた唯一の人であつた事實があげられる。

本件の場合において被告支店が預入のため來行した三名を一體のものとして、そのうち熟知のAを預入れ人と同一の者と認めたとしても、預入れ人が預金者本人でなくとも、通常本人との間には必ずや委託その他一定の信頼關係が存在するものと推測出来る上に、本件預金名義人の住所がAの關係する會社の所在地と同一であつて、外見上特別の關係の存在を豫測出来るから、眞の預金者が右預入れ人の内のAとは全く關係のない原告であることについて知る由のない被告支店としては、一概に甚だしい不注意に基く判斷とは言ひ難いのみならず、Aが預金の内容と符合する届出書を提出し、被告支店の調査手續となした名義人に對する照會狀が届出人たるAの手に入り、同人と名義人との關係がかかる別の方法により確認された以上は、被告支店がAを以て預金名義人と一定の關係に立つ預入れ人自身であると判定したとしても、まことに無理からぬ判斷であつて、その間に何等著しい注意の欠缺は認めることは出來ない。

【評釋】 判旨に反對する。

判旨は前段において本件預金契約締結行為に商法五〇四條を適用して、原告と被告銀行との間に預金契約の成立を認め、後段において預金通帳持参人に債權の準占有者たる地位を認めるが、これはいずれも疑問の餘地がある。

假空人名義で明白な代理意思の表示がなく預金契約がなされた場合の契約當事者は誰かという點について、判旨はこれを商行爲の代理の問題とする。たしかに銀行取引は商法五〇二條八號により營業の商行爲とされているから、預金者と銀行との預金契約は、銀行にとつて商行爲であることはいうまでもないけれども、預金者にとつては必ずしも商行爲でない、すなわち一方の商行爲に屬する。他方商法五〇四條が民法九九條、一〇〇條の原則に反して、代理意思の表示なき場合本人について効果を及ぼすことを認めた理由としては、大量的、繼續的取引においては一々本人のためにすることを示すのは煩雜であるとか、相手方が本人と代理人との關係を知っているのが通常であるからとか、あるいはまた、當事者の個性を問わない商行爲の性質等が多くあげられているが、このような理由からすれば、商法五〇四條に「商行爲ノ代理人」というのも、本人のために商行爲となるべき行為の代理人と解するべきで、本件については商法五〇四條の適用はなく、むしろ民法九九條、一〇〇條が問題となるように思われる。すなわち民法九九條は、代理行為の要件とし

て、本人のためにすることの表示を要求するから、この表示がない場合には代理人のなした表示の客觀的意味と代理人の内心的意思との間に不一致を生ずることあり、錯誤による無効の問題で相手方に不慮の損害を負わせることがある。ここにおいて民法一〇〇條は、本人のためにすることを相手方が過失なくして知らぬ場合の代理人の行為を代理人自身のためにしたものと看做して、かかる場合における錯誤の問題を排除している。假空名義によつて預金契約を締結することは、銀行實務上屢々行われるところであり、銀行側もその假空名義の行使者を契約當事者として取引する場合が多いのだから、本件預金契約の締結についても、假空人たることが明らかな名義で申込がなされたことから直接に本人のためにする意思の表示を認めることも出来ない。従つて本件について民法一〇〇條を適用する結果は、預金契約當事者となるのは、主として預金手續をなしたところのB、もしくは銀行側からそれと一體のものと見られたAとなるのであつて、原告は契約當事者とはならぬことになる。この場合に契約當事者がAかBかは契約當時の事情から定まるのであつて、判旨からは充分に明らかでない。Bであるとすれば、銀行のAに對する支拂は、無權利者に對する支拂であるから債權準占有者に對する辨濟か否かが問題となるけれども、契約當事者がAであれば（本件において被告支店が預入のため來行した三人を一體のものとし

見て、そのうち熟知のAを預入れ人と同視したことや、假空名義人の住所がAの關係する會社所在地と同一であつて外見上、預金者とAとに特別の關係あることが豫測出來たような事情を判旨は準占有の要件としてのみ考慮しているが、この事情は他面においてAを契約締結者と見る餘地を示すようである)、この場合の銀行の支拂は、Aと原告との内部關係は別として、契約當事者たる預金者に對する辨濟として、債權の準占有を提出すまでもなく、有効とならう。

次に銀行がその辨濟受領權限のあることを信じて支拂つた相手方たるAが無權利者たる場合について考えると、郵便貯金法二六條のような支拂者免責の根據がある郵便貯金通帳の場合と異つて、銀行預金の場合、支拂者免責の根據はあまり明瞭でない(郵便貯金通帳または銀行預金通帳と印鑑との所持人に對する支拂に關する從來の判例については乾教授の本判決批評に詳しい。判例評論三三號一七頁以下。同教授は本件を準占有の問題とされ、銀行側に過失ある點より民法四七八條の免責を否定されるようである)。預金通帳と印鑑とを持參した者に對する辨濟を有効と見る判例としては從來、民法四七八條に債權の準占有者に對する辨濟と見るもの、慣習を根據とするもの、預金契約に際してなされた特約を根據とするもの等の判決があり、當判旨は、これを準占有の問題として扱つてゐるのであるが、本件における通帳と印鑑とが、預金者に無斷で偽造され

た紛失届にもとづいて再發行された通帳、改印された印鑑たるところから、準占有を決定する資料としては、通帳や印鑑は問題とされていぬ點が注目し得る。すなわち新通帳、新印鑑は、預金契約成立當時に作成され又は預金者を表象するものとして届出られたものと同じでないとの理由で、これらは債權の準占有有決定の資料でないとする論旨は、本件における通帳印鑑が、もしも契約當初に交付あるいは届出られたものであれば、それが準占有の資料たり得ることを前提とした議論なことは疑ない。しかし預金通帳や印鑑の所持は、銀行實務上、必ずしも預金契約上の權利を行使する要件とはされていぬし、それ自體としては預金債權を表象するものではない。「請求書およびこの預金に關するすべての書類に使用された印影をかねてお届出の印鑑と照合せ預り金の支拂その他の手續を濟ませました上は印章の盗用偽造その他のいかなる事故がありましても當行は一切その責を負いません」というような記載が一般にされてゐるところから見ると、取引の便宜上、一種の免責證券としての性質を預金通帳に認め得るに止まるであらう。従つて、かかる通帳、印鑑の所持一般について見れば、そこには辨濟受領權限の外観は存在しても、預金者が誰であるかという權利主體存在の外観は當然には認められないのである。債權準占有の制度は、本來、權利主體の外観に對する信頼の保護を目的とするもので、辨濟受領權限の外観

とは直接の關係がないのだから、預金通帳と印鑑との持参についてまで適用を認めることは出来ないと考える（拙稿「債權の準占有と受取證書」本誌三四卷一號六五頁以下）。流通保護を必要とする指圖債權について、民法四七〇條（債務者に惡意・重過失あれば辨濟無効）は準占有に關する民法四七八條（善意）よりも、嚴格な免責要件を規定しているところより見ても、記名債權たる銀行預金の通帳持参人にまで債權の準占有の成立を認めることは、制度上のバランスを失した解釋といわざるを得ない。預金通帳と印鑑との所持人に對する辨濟が免責されるか否かは、一般的には取引慣習あるいは預金契約に付された免責約款の解釋から定まるものと考ええる（普通契約約款の解釋としても、銀行の重過失まで免責出来るか否か、また本件の如く預金者と無關係に交付された新通帳と改印された新印鑑にもとづく支拂にまで免責約款が及ぶか否かは多分に疑問である）。

當判旨の準占有理論で極めて漠然としているのは、この通帳の免責性——すなわち辨濟受領權限の問題と、眞の預金者調査——預金債權歸屬點の問題とが混同されている點である。すなわち判旨が「預金債務者たる銀行は、單なる預金拂戻については善意辨濟の免責（法律又は特約に基く）の保護を受け得る立場にあるから、その

權利者が明らかに競合したような場合を除き、眞の預金者の氏名、身許を調査する必要がなく、従つて一般には、實質的審査の權利はこれを有しても、その義務を預金者に對して負擔するものとは言い難く、従つて、眞の預金者調査の問題は、「届出人が預入れ人と別人である場合には、その預金者との同一性を認定するのに直接の重要問題となつても、本件の如き預入れ人との同一性を確認したと判斷した場合には、その判斷が相當である限り、預金者の權利侵害の虞がない」から「他人への拂戻の危険については、右の調査はさしたる意味を持たない」として、請求者競合の問題と預金者競合の問題とを關聯させて論じているところからも、このことはうかがわれるのである。

最後に、當判旨が、債權の準占有者を認定する資料として、請求者に銀行が新通帳を發行し新印鑑を承認するについて、その當時請求者が有していた資料や狀況等一切の事情と、被告支店がなした調査によつて得られた資料とを考慮している點は、單なる辨濟請求の主張と、準占有成立要件としての權利者たる地位の事實的支配とを區別している點で、正しい見方であると考ええる。

（内池慶四郎）